

町長の動き 2月 2月1日～2月29日

- 3日 庁議
令和元年台風15号支援感謝状贈呈(成田市)



成田国際空港株式
会社田村社長(左)
へ感謝状を贈呈

- 4日 県国保団体連合会理事会(千葉市)
5日 福祉有償運送運営協議会
6日 地域手当の支給割合の改定に係る要望活動
(東京都・総務省)
7日 神崎南部工区代議員会議
9日 成田市消防出初式(成田市)
12日 県町村会定例会(千葉市)
13日 成田国際空港騒音対策委員会香取・神崎地区部会、香取広域市町村圏事務組合構成市・町長会議(香取市)
14日 水道事業運営委員会、消防委員会
18日 町史編纂委員会辞令交付式
20日 県国保団体連合会通常総会(千葉市)、香取広域市町村圏事務組合議会定例会(香取市)
21日 神崎町国民健康保険事業の運営に関する協議会、介護保険運営協議会、酒蔵まつり実行委員会
25日 まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議
27日 議会全員協議会
28日 道の駅経営会議

4月 保健のカレンダー

保健事業

■健康相談

14日(火) 13:00～15:00 一般町民対象

■すくすく相談(育児相談) ※要予約

21日(火) 10:30～15:30 ☎②1603

■乳児健康診査

24日(金) 13:00～13:30受付

対象・令和元年11月～12月出生児

・平成31年4月・令和元年5月出生児

介護事業

●発酵カフェ

13日(日) 13:30～15:30

☆会場はすべて神崎ふれあいプラザです。



重大な消防法令違反対象物の 公表制度が開始されます

重大な消防法令違反対象物の公表制度とは、建物を利用しようとする方が、その建物の危険性に関する情報を入手し、その建物の利用について判断ができるよう、消防が把握した重大な消防法令違反を公表する制度です。

▼公表の対象となる建物

飲食店、物品販売店、宿泊施設などの不特定多数の方が利用する建物や病院、社会福祉施設など避難が困難な方が利用する建物などです。

▼公表の対象となる違反内容

建物に義務付けられた消防設備(屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備)が設置されていない消防法令違反です。

▼公表の内容

- ① 建物の名称
- ② 建物の所在地
- ③ 違反の内容

▼公表の方法

- ① 成田市ホームページへの掲載
- ② 消防本部での閲覧

▼公表の時期

消防が立入検査で違反を確認し、建物関係者に消防法令違反を通知した日から14日が経過してもその違反が認められる場合に公表します。

【建物関係者の方へ】

次のような場合には、消防用設備等の設置が必要となる場合がありますので、事前に消防本部予防課にご相談ください。

- ・ 飲食店、物品販売店、旅館、病院、福祉施設等の用途が新たに入居する場合
- ・ 増築や改築、隣接建物との接続等を行う場合
- ・ 窓にフィルム等を貼付する場合

※詳しくは成田市消防本部
予防課 ☎②1591